

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊伊丹駐屯地  
中部方面会計隊本部業務科長 加藤 江利菜

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
6QF310700100	6QA21A90006 0001						
品名 または 件名							
令和8年度通信教育の受講（第二種電気工事士）ほか26件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
11.00	PS						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊伊丹駐屯地				各地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
人事部援護業務課 石川曹長（2831）				令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

中部方面会計隊本部業務科事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和8年4月9日（木）13時30分 会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

本入札は令和8年度予算が成立することを前提とする。

- 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の各項目のすべての条件を満たす者
  - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
  - (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
  - (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
  - (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
  - (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - (10) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、近畿地域の競争参加資格を有する者。
  - (11) 令和7、8、9年度有効の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出することを条件とする。ただし、全省庁統一資格を申請中の場合は申請済であることが確認できる書類を提出すること。
- 2 低入札価格調査について
  - (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - (2) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。
- 3 契約条項等を示す場所  
仕様書及び入札資料は、下記に示す期間、中部方面会計隊本部業務科契約班窓口又は陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページにおいて掲載し配布する。  
**令和8年3月24日～令和8年4月8日（0815～1700）**
- 4 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。
- 5 入札の無効
  - (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
  - (2) 入札に関する条項に違反した入札
  - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- 6 契約書等の作成
  - (1) 契約金額が100万円以上は契約書を作成する。
  - (2) 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。
- 7 適用する契約条項  
駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。
- 8 その他
  - (1) **郵便等による入札については、令和8年4月8日17時00分到着分までを有効とする。**  
なお、事前に郵便入札の申し出を中部方面会計隊本部業務科契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。
  - (2) 電報・電話等による入札は認めない。
  - (3) **入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（令和8年4月8日17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）**
  - (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。  
（様式随意、なお郵便入札時は不要）
  - (5) **市価調査等依頼の場合は協力されたい。（FAX可）**
  - (6) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊伊丹駐屯地中部方面会計隊本部契約班にて閲覧されたい。
  - (7) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - (8) 落札決定については総品目総額予定価格の範囲内で最低の価格（総額）をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

〒664-0012 兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1  
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部 業務科契約班 担当：長峯  
**072-782-0001 内線(3424) FAX072-782-0035（直通）**  
 （仕様書等に関する事項）  
 陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面総監部人事部 担当：石川  
**072-782-0001 内線(2831)**



本公告は、陸上自衛隊伊丹駐屯地 中部方面会計隊本部業務科契約班  
 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/maf/in/>に掲載。  
 QRコードから公式サイトにアクセスできます。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (第二種電気工事士)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

第二種電気工事士、11名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (危険物取扱者乙種第4類)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

危険物取扱者乙種第4類、4名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (二級ボイラー技士受験講座)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

二級ボイラー技士受験講座、7名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (ITパスポート)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

ITパスポート、3名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (基本情報技術者)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

基本情報技術者、2名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (マイクロソフト Excel365)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

マイクロソフト Excel365、1 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様 式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10 日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様 式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (マイクロソフト Word・Excel365)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

マイクロソフト Word・Excel365、1名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様 式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様 式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (土木施工管理技士 (2 級))	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

土木施工管理技士 (2 級)、2 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10 日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (消防設備士第乙種 6 類)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

消防設備士第乙種 6 類、2 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10 日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (FP 技能士 2 級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

FP 技能士 2 級、1 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (FP 技能士 3 級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

FP 技能士 3 級、5 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (簿記検定 3 級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

簿記検定 3 級、1 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10 日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (行政書士)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

行政書士、3名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

##### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (宅地建物取引士)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

宅地建物取引士、4名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

6 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (総合危機管理士 4 級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

総合危機管理士 4 級、1 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (ビル管理技術者)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

ビル管理技術者、1名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (医療事務)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

医療事務、6名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (介護事務)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

介護事務、2名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付 完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育 進捗状況 報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育 修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員 が本教育を 修了した 後、10日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (メンタルヘルスマネジメント 2 種)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

メンタルヘルスマネジメント 2 種、2 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (TOEIC (750))	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

TOEIC (750)、1名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

調達要求番号：第 6QA21A90006 号

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (准サービス介助士)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

准サービス介助士、1名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日 (金) まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (災害対策エキスパートスタッフ)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

災害対策エキスパートスタッフ、1名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (社会保険労務士)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

社会保険労務士、2名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

6 その他

(1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和 8 年度通信教育の受講 (食生活アドバイザー 3 級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8 年 3 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

食生活アドバイザー 3 級、2 名

(2) 履行期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和 9 年 2 月 2 6 日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1 週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1 ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A 列 4 番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

##### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (食生活アドバイザー2級)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

食生活アドバイザー2級、1名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

##### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (マンション管理士・管理業務主任 者)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

マンション管理士・管理業務主任者、1名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

##### (2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
令和8年度通信教育の受講 (高圧ガス製造保安責任者受験講座乙種) 座乙種)	大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 8年 3月 9日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	中部方面総監部人事部援護業務課	

1 総 則

適用範囲 この仕様書は、陸上自衛隊が職業訓練として退職予定自衛官に受講させる通信教育の受講について規定する。

2 通信教育の受講に関する要求

(1) 通信教育の課目及び人数

高圧ガス製造保安責任者受験講座乙種、1名

(2) 履行期間

令和8年5月11日(月)以降に教育を開始し、受講者がすべての課題を修了するまで、又は令和9年2月26日(金)まで契約を履行するものとする。

(3) 教材の送付

契約相手方は、落札後速やかに官側担当者と調整を行い、送付先の確認を行う。

(4) 学習指導・修了証

ア 契約相手方は、郵便等の手段により受講者との間で学習指導・添削指導を行うものとする。

イ 添削・レポートについては結果を送付して、受講者の理解向上、受験意欲向上を図る。

ウ 受講者が、所定の学習を修了した場合、受講者に修了証を交付するものとする。

(5) 報 告

内 容	宛 先 (部数)	時 期	備 考
教材等送付完了届	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	送付完了後 1週間以内	
通信教育進捗状況報告	中部方面総監部人事部援護業務課長 (1) 各受講者 (1)	各課目 1ヶ月毎	<ul style="list-style-type: none"> <li>レポート、実習その他の提出・参加等の状況</li> <li>中間成績等教育の進捗状況を把握できるもの</li> <li>様式 A列4番横使用のほか随意</li> </ul>
通信教育修了報告	契約担当官 (1) 中部方面総監部人事部援護業務課長 (1)	全ての隊員が本教育を修了した後、10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の資格取得状況の報告</li> <li>様式 官側の示す「業務完了報告」による</li> </ul>

3 諸経費の負担

以下の諸経費は、契約相手方の負担とする。

- (1) テキスト等の作成費用
- (2) テキスト等の送付費用
- (3) 受講者への連絡費用
- (4) レポート・課題の受講者送付費用
- (5) その他実施に必要な企業側諸経費

#### 4 報 告

全ての隊員が本訓練を修了した後、10日以内に官側の指定する「業務完了報告」の様式により、訓練の完了を報告

#### 5 個人情報の取り扱い

官側の個人情報を入手した場合については、教育終了後、速やかに破棄するとともに、管理を厳正にするものとする。入手した官側の個人情報については、業務上必要最小限度の使用とする。

#### 6 その他

##### (1) 保 全

契約相手方は、契約の履行に際して知り得た事項に関し、他の者に漏洩してはならない。

(2) 本仕様書について、定めのない事項及び不明な事項については、官側と協議して定めるものとする。





## 別紙内訳書

	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	令和8年度通信教育の受講(第二種電気工事士)	仕様書のとおり	PS	11		
2	令和8年度通信教育の受講(危険物取扱者 乙種第4類)	仕様書のとおり	PS	4		
3	令和8年度通信教育の受講(二級ボイラー技士受験講座)	仕様書のとおり	PS	7		
4	令和8年度通信教育の受講(ITパスポート)	仕様書のとおり	PS	3		
5	令和8年度通信教育の受講(基本情報技術者)	仕様書のとおり	PS	2		
6	令和8年度通信教育の受講(マイクロソフトExcel365)	仕様書のとおり	PS	1		
7	令和8年度通信教育の受講(マイクロソフトWord・Excel365)	仕様書のとおり	PS	1		
8	令和8年度通信教育の受講(土木施工管理技士2級)	仕様書のとおり	PS	2		
9	令和8年度通信教育の受講(消防設備士第乙種6類)	仕様書のとおり	PS	2		
10	令和8年度通信教育の受講(FP技能士2級)	仕様書のとおり	PS	1		
11	令和8年度通信教育の受講(FP技能士3級)	仕様書のとおり	PS	5		
12	令和8年度通信教育の受講(簿記検定3級)	仕様書のとおり	PS	1		
13	令和8年度通信教育の受講(行政書士)	仕様書のとおり	PS	3		
14	令和8年度通信教育の受講(宅地建物取引士)	仕様書のとおり	PS	4		
15	令和8年度通信教育の受講(総合危機管理士4級)	仕様書のとおり	PS	1		
16	令和8年度通信教育の受講(ビル管理技術者)	仕様書のとおり	PS	1		
17	令和8年度通信教育の受講(医療事務)	仕様書のとおり	PS	6		
18	令和8年度通信教育の受講(介護事務)	仕様書のとおり	PS	2		
19	令和8年度通信教育の受講(メンタルヘルスマネジメント2種)	仕様書のとおり	PS	2		
20	令和8年度通信教育の受講(TOEIC(750))	仕様書のとおり	PS	1		
21	令和8年度通信教育の受講(准サービス介助士)	仕様書のとおり	PS	1		
22	令和8年度通信教育の受講(災害対策エキスパートスタッフ)	仕様書のとおり	PS	1		
23	令和8年度通信教育の受講(社会保険労務士)	仕様書のとおり	PS	2		
24	令和8年度通信教育の受講(食生活アドバイザー3級)	仕様書のとおり	PS	2		
25	令和8年度通信教育の受講(食生活アドバイザー2級)	仕様書のとおり	PS	1		
26	令和8年度通信教育の受講(マンション管理士・管理業務主任者)	仕様書のとおり	PS	1		
27	令和8年度通信教育の受講(高圧ガス製造保安責任者受験講座乙種)	仕様書のとおり	PS	1		
		—以下余白—				